

滋賀県立総合病院における公的研究費取扱要綱
第9条第1項に掲げる不正防止計画について

平成28年4月1日
最高管理責任者決定
(平成30年1月1日改正)

第1 目的

滋賀県立総合病院において、公的研究費の適正な使用を確保するため、公的研究費取扱要綱第9条第1項の規定に基づき、「滋賀県立総合病院における公的研究費不正防止計画」(以下「不正防止計画」という。)を策定し、実施する。

第2 運営・管理体制

- 1 最高管理責任者 総長
公的研究費の運営および管理について最終責任を負う。
- 2 統括管理責任者 研究所長
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 コンプライアンス推進責任者 副所長
部局における公的研究費の運営および管理について実質的な責任と権限を持つ。

第3 不正防止計画

1 責任体系の明確化と適正な運用

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する	すべての職員が週一回顔を合わせる研究所会議において、意識の向上を図る。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ取扱要綱を作成、配布してルールの周知徹底を図る。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である	<ul style="list-style-type: none">・不正使用等を行った場合には、公的研究費の交付対象から除外されることなどを周知することにより、法令遵守の意識向上を図る。・コンプライアンス推進責任者が全職員を対象に倫理教育を行い意識の向上を促す。

3 公的研究費の適正な運営および管理活動

不正発生の要因	防止計画
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none">・不正な取引を行った業者については、「滋賀県物品関係入札参加停止基準」「滋賀県建設工事等入札参加停止基準」に準じて取引を停止することができる。・取引数の多い業者については、別紙の誓約書の提出を求める。
検収制度の形がい化	事務部門による厳密な納品確認を行う。

4 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口がわかりにくいため、不正が潜在化する	通報窓口を事務担当等に設置し、窓口を周知する。

第4 点検・評価および見直し

最高管理責任者は、不正防止計画に定める取組に対して、その実効性を確保するため、点検・評価を行い、必要に応じた見直しを行うものとする。

(別紙)

滋賀県立総合病院 総長 様

誓 約 書

当社は、滋賀県立総合病院との取引にあたり、下記の事項を遵守して、不正行為に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても意義はありません。

- 1 滋賀県立総合病院（以下「貴病院」という。）が定めた規程等のルール、その他関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
- 2 貴病院が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には可能な限り、これに協力すること。
- 3 貴病院の研究者等から、不正な要求があった場合には、貴病院の通報窓口へ連絡すること。

平成 年 月 日

住 所 _____

社 名 _____

代表者名 _____